



ステップアップ 畜産！

西部農業事務所 家畜保健衛生課（西部家畜保健衛生所）



～記事～

- ★新年度ご挨拶
- ★令和7年度牛定期検査について
- ★県外導入牛及び県外からの預託退牧牛の衛生検査
- ★韓国で口蹄疫が発生しています
- ★国内におけるランピースキン病の対応について
- ★第51回群馬県ブラックアンドホワイトショウの結果について
- ★令和7年度浅間家畜育成牧場の入退牧について
- ★令和7年度家畜体内受精卵移植講習会の開催について
- ★産業廃棄物管理票交付状況報告書の報告時期です！
- ★「畜産環境保全のしおり」をご活用ください
- ★令和6年度定期報告書の提出について
- ★令和7年度西部家畜保健衛生所の新体制について

～別添資料～

- ★死亡牛の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について（個票は対象者のみ同封）
- ★県外からの導入牛・退牧牛に対する農場の防疫対策

★新年度ご挨拶

西部農業事務所家畜保健衛生課長 瀧澤 勝敏

令和7年4月1日付で西部農業事務所家畜保健衛生課長に着任しました瀧澤です。令和7年度の定期人事異動により職員5名の転出、転入がありましたが、前年度に引き続き11名体制で西部地域の家畜衛生並びに畜産振興業務に全力を傾ける所存であります。

さて、令和6年度の国内における特定家畜伝染病の発生状況は、豚熱6県7事例（県内2事例）、一方、高病原性鳥インフルエンザは14道県51事例（約932万羽）の発生がありましたが、群馬県内では養鶏農家、関係者の協力の元、発生事例はありませんでした。海外に目を向けますと、韓国での2年振りの口蹄疫発生、アフリカ豚熱の発生拡大など、隣国での発生により我が国の畜産業が脅かされている状況にあります。このため各飼養者におかれましては病原体侵入防止のため、農場防疫体制を確認・見直していただき、衛生管理基準の遵守及び異常家畜発見時における早期通報の徹底をお願いいたします。

群馬県では「持続可能な農業の体制強化」のため、有機・循環型農業を推進しております。この取組の中で畜産業においては耕畜連携の推進のため、良質な堆肥を地域内に供給する役割のほか、周囲の環境に配慮した経営を行う必要があります。今後も畜産経営を続けていく中で「持続型農業」はとても大切な課題であり、飼養者、関係者及び農業事務所等が力を合わせ、地域の畜産業を担っていくことが重要です。引き続き皆様のご理解とご協力をお願いし、新年度のあいさつとさせていただきます。

★令和7年度牛定期検査について

家畜伝染病予防法第5条に基づくヨーネ病発生予防の検査について、今年度は、高崎市（旧群馬町）、藤岡市、甘楽町で実施いたします。対象地域の皆様にはご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

対象地域	高崎市（旧群馬町）	藤岡市	甘楽町
実施時期	11月	9～10月	9～10月

■対象牛：6か月齢以上の搾乳用雌牛と肉用繁殖雌牛

★県外導入牛及び県外からの預託退牧牛の衛生検査

ヨーネ病の発生及びまん延防止のため、県外の農場から牛を導入（退牧）したら、ヨーネ病の検査を受ける必要があります。また、県内家畜市場において県外からの上場牛を購入した場合も同様です。ただし、肥育牛は対象外です。

県外から牛を導入する際は、県外牛導入計画書の提出（FAX）もしくは家畜保健衛生所までご連絡ください。

検査及び手数料

- 糞便を用いた遺伝子検査 1,290 円/頭

※令和5年度までは抗体検査も実施していましたが、家畜伝染病予防法施行規則の一部改正（令和6年4月1日施行）により、検査方法が変更になりました。

ご希望により、牛伝染性リンパ腫（BLV）抗体検査（590 円）、牛ウイルス性下痢（BVD）抗原検査（1,290 円）も可能です。

また、検査で陰性が確認されるまでは隔離飼育をお願いいたします。

★韓国で口蹄疫が発生しています

韓国では、今年3月に1年10ヶ月ぶりに口蹄疫の発生が確認されました。現在、我が国へ侵入するリスクが極めて高い状況が続いています。

いま一度、次の項目を参考に飼養衛生管理の徹底をお願い致します。

- 飼養衛生管理区域への関係者以外の立入を制限しましょう。
- 農場専用の靴・衣服を着用し、手指消毒、物品や出入りする車両の消毒を徹底しましょう。
- 畜舎の出入り口に専用の靴や踏込消毒槽等を設置し、靴底の消毒を徹底しましょう。
- 口蹄疫が発生している国への渡航は可能な限り控えましょう。
- 毎日健康観察を行い、疑わしい症状があれば直ぐに獣医師や家畜保健衛生所へ通報しましょう。

★国内におけるランピースキン病の対応について

昨年 11 月に福岡県の乳用牛飼養農場において国内初発生が確認され、これまでに福岡県の 19 農場、熊本県の 3 農場において本病の発生が確認されています。国内では累計 230 頭の発症を確認しましたが、当該地域におけるワクチン接種、移動自粛などの措置により、現時点で新規の発生農場はありません。

また、昨年 12 月から停止されていたワクチン接種を行った都道府県由来の牛肉のアメリカ合衆国への輸出停止処置が、令和 7 年 3 月に解除されました。

本病は、サシバエ、カ、ダニなどの吸血昆虫によるウイルスの機械的伝播が主な感染経路であり、現状では、吸血昆虫が活発になる**春先の吸血昆虫対策が重要**となりますので、対策をお願いします。

ランピースキン病に関する情報（農林水産省 HP）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/lsd.html>



★第 51 回群馬県ブラックアンドホワイトショーの結果について

令和 7 年 3 月 22 日、全農群馬渋川家畜市場において、群馬県乳牛改良協会主催の第 51 回群馬県ブラックアンドホワイトショーが開催されました。

西部管内からは 18 頭の乳牛が出品され、上位入賞を果たしました。詳細は以下のとおりです。

部別	入 賞	名 号	出 品 者
	入賞者名等は個人情報を含むため省略してあります。		

★令和7年度浅間家畜育成牧場の入退牧について

浅間家畜育成牧場では昨年度に引き続き通年(毎月)入退牧を実施します。

【主要内容】

- ①乳用種で入牧推奨月齢は概ね 7 カ月齢。
- ②入牧時期は毎月 1 回入牧（原則、第三水曜日）
年間 480 頭受入れ予定。
- ③退牧時期は分娩前約 3 カ月を目安とし、入牧日に合わせて退牧を実施。
- ④預託料金は 1 頭 1 日当たり 650 円（年間一律）
冬季（12～3 月）の入牧も実施します。

【衛生検査】

検査項目：ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢；いずれも陰性
ワクチン接種：牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢（Ⅰ型及びⅡ型）を含む
混合不活化ワクチン

※入牧前 3～5 週に 1 回目、入牧時に牧場で 2 回目を接種



牛伝染性リンパ腫について

入牧前に抗体検査陰性であっても、入牧後もしくは退牧時の検査で陽性となる事例が散発しています。牛伝染性リンパ腫ウイルスが浸潤している農場においては、**入牧前検査から入牧までの間に隔離飼育や吸血昆虫対策を実施し**、感染リスクを減らすようお願いします。リスクのある農場については、**入牧直前の再検査**もご検討頂き、酪農家の皆様が安心して浅間家畜育成牧場へ預託できるようご協力をお願いいたします。

【入牧前のお願い】

- ①浅間牧場では連動スタンションを使用して飼料給与や繁殖・治療を行うため、入牧前にスタンションの馴致を実施してください。
- ②怪我や事故の予防に、削蹄・除角を実施してください。
- ③個体識別情報の異動報告を行ってください。



なお、入牧の希望については入牧日の2カ月前までに家畜保健衛生所へ直接連絡をお願いします。

（令和7年度から市町村を介さずに直接2カ月毎に入牧希望調査を行います）

★令和7年度家畜体内受精卵移植講習会の開催について

講習会を次のとおり開催いたします。

- 講習会開催期間：令和7年6月20日（金）～7月11日（金）
（ただし土・日・祝祭日を除く）
- 修業試験：令和7年7月14日（月）～7月15日（火）

- 開催場所：群馬県畜産試験場
- 受講申請書提出期限：令和7年5月21日（水）
- 提出先：家畜保健衛生所

受講を希望される方は、家畜保健衛生所までお問い合わせください。

★産業廃棄物管理票交付状況報告書の報告時期です！

死亡した家畜の処分を、処理委託契約を締結した業者に依頼した農家の皆様は、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」により1年分の実績を取りまとめて、下記提出先へ令和7年6月末までにご提出ください。

※詳細は、別添 各畜種の「産業廃棄物管理票（マニフェスト）について」をご覧ください。

〈提出先〉

農場所在地	提出先	電話番号
高崎市の方	高崎市 環境部 産業廃棄物対策課 〒370-8501 高崎市高松町 35-1	027-321-1325
高崎市以外の市町村の方	西部環境森林事務所 〒370-0805 高崎市台町 4-3	027-323-5530

★「畜産環境保全のしおり」をご活用ください

畜産環境保全に関する知識の啓発を図るため、群馬県では「畜産環境保全のしおり」を作成し、ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/page/9529.html>）に掲載しました。ご確認ください、家畜排せつ物処理等にご活用ください。

以下にその一部、害虫対策を掲載します。気温が上昇するこれからの時期に必要な、早めのハエ対策にお役立てください。

(1)ハエの発生成長を予測

1. 気象条件を考慮し、初夏にかけて定期的に殺虫剤を散布する。
2. 秋バエ発生ピーク前から、定期的に殺虫剤を散布する。

(2)環境整備

1. 畜舎内外をこまめに清掃し、除草等にも努める。
2. 速やかな除ふん、速やかな処理を心がけ、食べ残しの飼料も適切に処理する。

(3)ウジ対策

1. ふんをオガクズなどで十分に水分調整し、発酵や乾燥を促進させる。
2. 発育抑制剤（IGR剤）を用いて、幼虫発生場所での初期防除を心がける。
3. 排尿溝にはウジ返しをつける。貯尿槽には定期的に殺蛆剤を使用する。

(4)ハエ対策

1. 粘着シート・捕虫器・ネットなどを利用する。
2. 残効性のある殺虫剤を天井や壁に噴霧する。
3. 同系統の殺虫剤を使用し続けると、薬液耐性のハエが増加し、殺虫剤の効果が低下するため、2～3系統の殺虫剤を時期・回数により使い分ける。

主な殺虫薬剤	特 性
ピレスロイド系	速効性で、残効性が少ない。人畜への毒性が低く、安全性が高い。
有機リン系	分解が早く、体内残留性が低い。特性は薬剤により差がある。
カーバメイト系	速効性で毒性が強い。

★令和6年度定期報告書の提出について

期限内の提出にご協力ありがとうございました。まだ提出されていない方は、**至急提出をお願いします。**

また、報告書に基づく飼養衛生管理の実施状況確認（立入調査）対象の飼養者の方には電話連絡をいたしますので、調査のご協力をお願いいたします。

《注意》

- ・年内に畜舎等の増改築や増頭等を行った場合には再度提出をお願いします。
- ・未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合には、勧告や罰則の対象となり、農場で伝染病が発生した場合に国から支給される手当金が減額または不支給となる場合があります。

★令和7年度西部家畜保健衛生所の新体制について

4月の人事異動により以下の転出・転入がありました。どうぞよろしくお願いします。

★ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、お手数ですがご連絡ください。

西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小島町233
TEL 027-362-2261 (緊急時 24時間対応) FAX 027-362-2260